

耐震改修等補助金交付手続きの流れ

手続① 補助金交付申請書を提出する

(手続開始)

行田市既存木造住宅耐震改修等補助金交付申請書(様式第1号)

【添付書類】

- (1)付近見取図
- (2)登記事項証明書及び家屋証明書
又は補助対象建築物の所在地、所有者及び建築年次を証明するもの
- (3)耐震診断の結果報告書
- (4)補助対象建築物の所有者及び申請者の市税完納証明願※1
又は滞納のない証明書
- (5)申請者が補助対象建築物の所有者以外の場合は、耐震改修等承諾書(様式第2号)
- (6)耐震改修工事の場合にあつては、耐震改修設計の図面
- (7)耐震改修工事の場合にあつては、耐震改修工事実施後の耐震診断書
- (8)簡易耐震改修工事の場合にあつては、公的機関により耐震実験を行い安全性の評価を受けたことが確認できるもの又は行政庁等が信頼性を推奨し、かつ、公表されていることが確認できるもの
- (9)耐震改修等費用の内訳書(様式第3号)
- (10)その他市長が必要と認める書類

※1 市税完納証明願は参考様式を使用し、税務課で証明を受けてください。

行田市既存木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書(様式第4号)

※耐震改修等工事実施 (交付決定通知後に工事の契約を行ってください)

※交付申請の内容に変更が生じた場合は変更申請を行ってください。

【行田市既存木造住宅耐震改修等補助金交付変更申請書(様式第6号)】

手続② 耐震改修等工事の完了報告書を提出

行田市既存木造住宅耐震改修等完了報告書(様式第7号)

【添付書類】

- (1)耐震改修等工事の契約書の写し
- (2)耐震改修等工事費用の領収書の写し
- (3)耐震改修等工事の施工前、施工中及び施工後における実施個所の写真
- (4)所有者の相続人で補助対象建築物に居住することを予定している者が第7条に基づく申請をした場合は、転居後の住民票
- (5)その他市長が必要と認める書類

行田市既存木造住宅耐震改修等補助金確定通知書(様式第8号)

手続③ 補助金の交付請求書を提出する

行田市既存木造住宅耐震改修等補助金交付請求書(様式第9号)

補助金交付

(手続終了)

市
(建築開発課)

・所有者の相続人であつて、当該建物に居住することを予定している者
・申請者(「二戸建ての住宅等」の所有者又は所有者の2親等以内の親族で、当該建物に居住している者)